

条文集

※1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下裁判員法)第2条2項

- ⇒ 前項の合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とする。ただし、次項の決定があったときは、裁判官の員数は一人、裁判員の員数は四人とし、裁判官を裁判長とする。

※2 裁判員法第70条1項

- ⇒ 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(以下「評議の秘密」という。)については、これを漏らしてはならない。

※3 裁判員法第16条

- ⇒ 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。
- 一 年齢七十年以上の者
 - 二 地方公共団体の議会の議員(会期中の者に限る。)
 - 三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百四十四条の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に在学する者に限る。)
 - 四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあつた者
 - 五 過去三年以内に選任予定裁判員であつた者
 - 六 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者(第三十四条第七項(第三十八条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。)の規定による不選任の決定があつた者を除く。)
 - 七 過去五年以内に検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の規定による検察審査員又は補充員の職にあつた者
 - 八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者
 - イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 - ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ハ その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。

※4 裁判員法第2条1項

- ⇒ 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。
- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
 - 二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）

※5 裁判員法第49条

- ⇒ 裁判所は、対象事件については、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。

資料集

図1

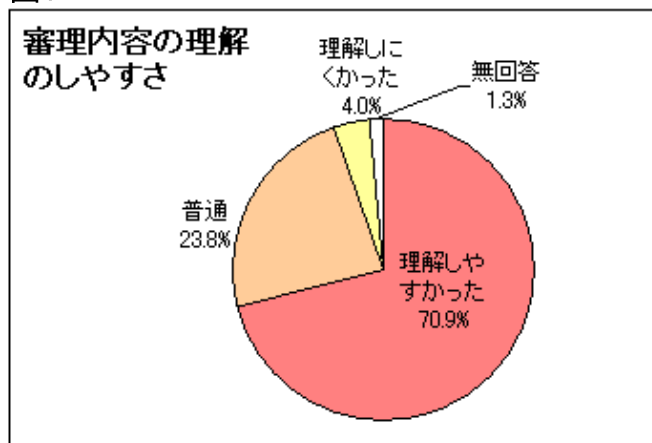


図2

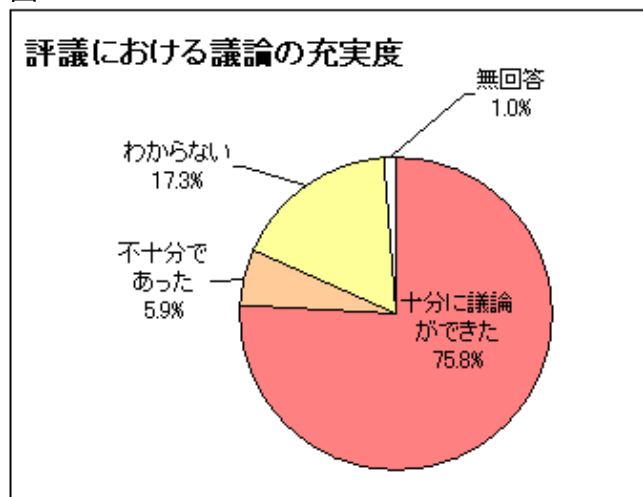
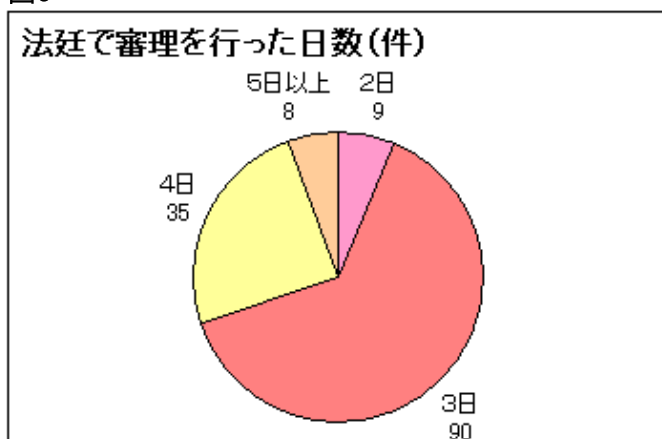


図3



◆ 裁判員制度への参加意向

「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者は、全体の60.3%である。

男女別では、男性の方が参加意向が高い。年代別では、若い年代の方が参加意向が高い傾向が見られ、70代以上が最も低く、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者は39.2%である。

図4

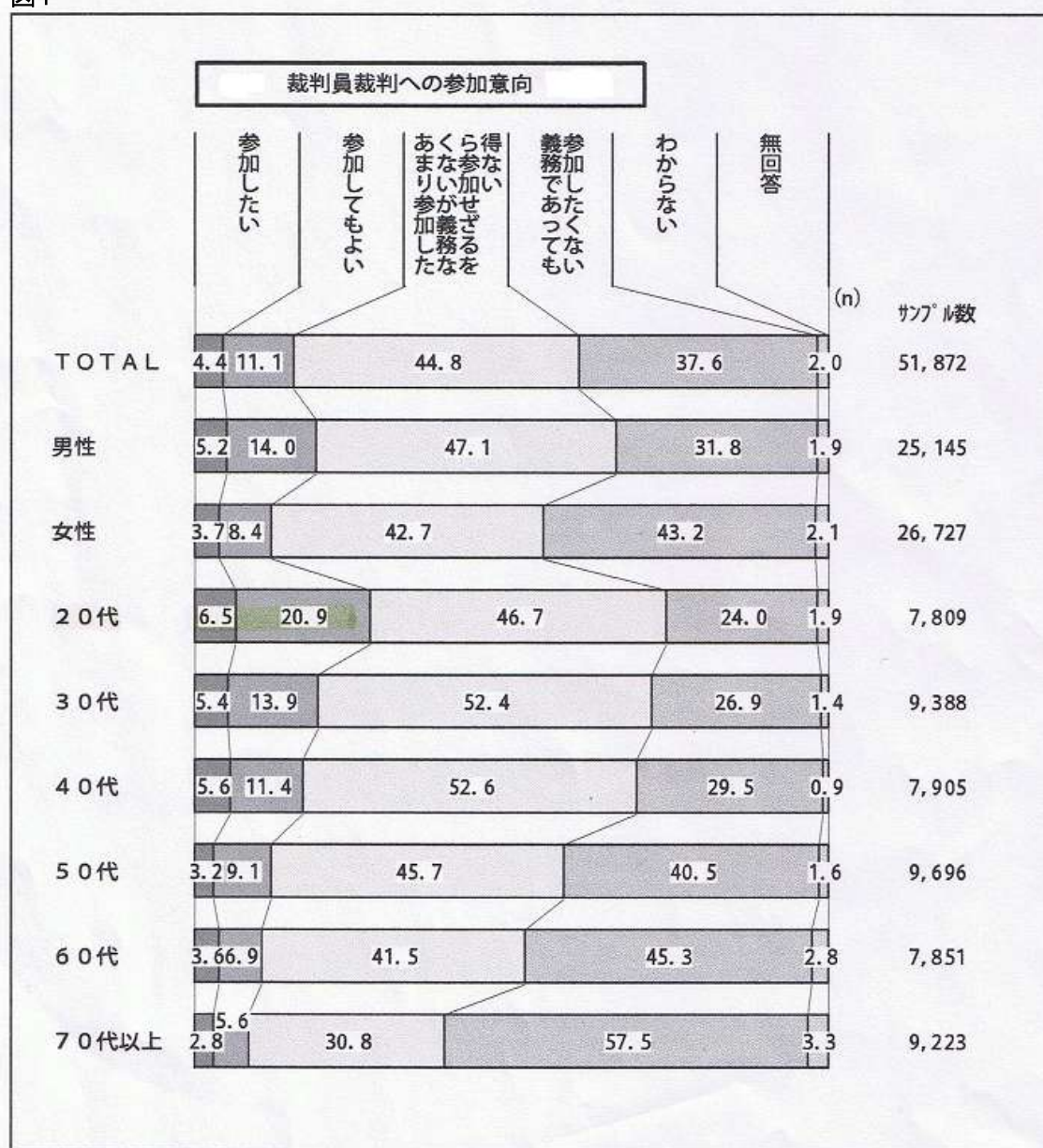
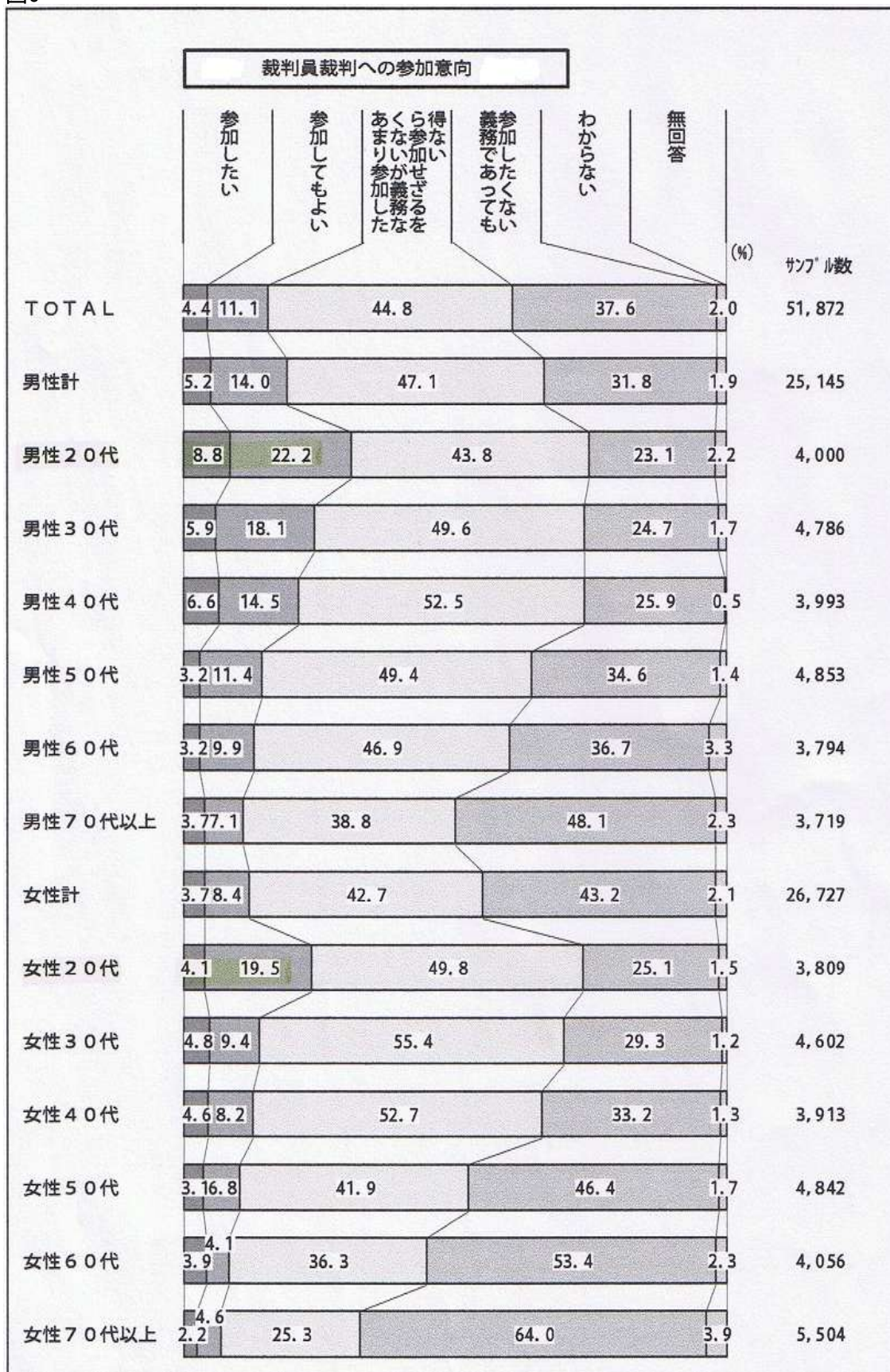


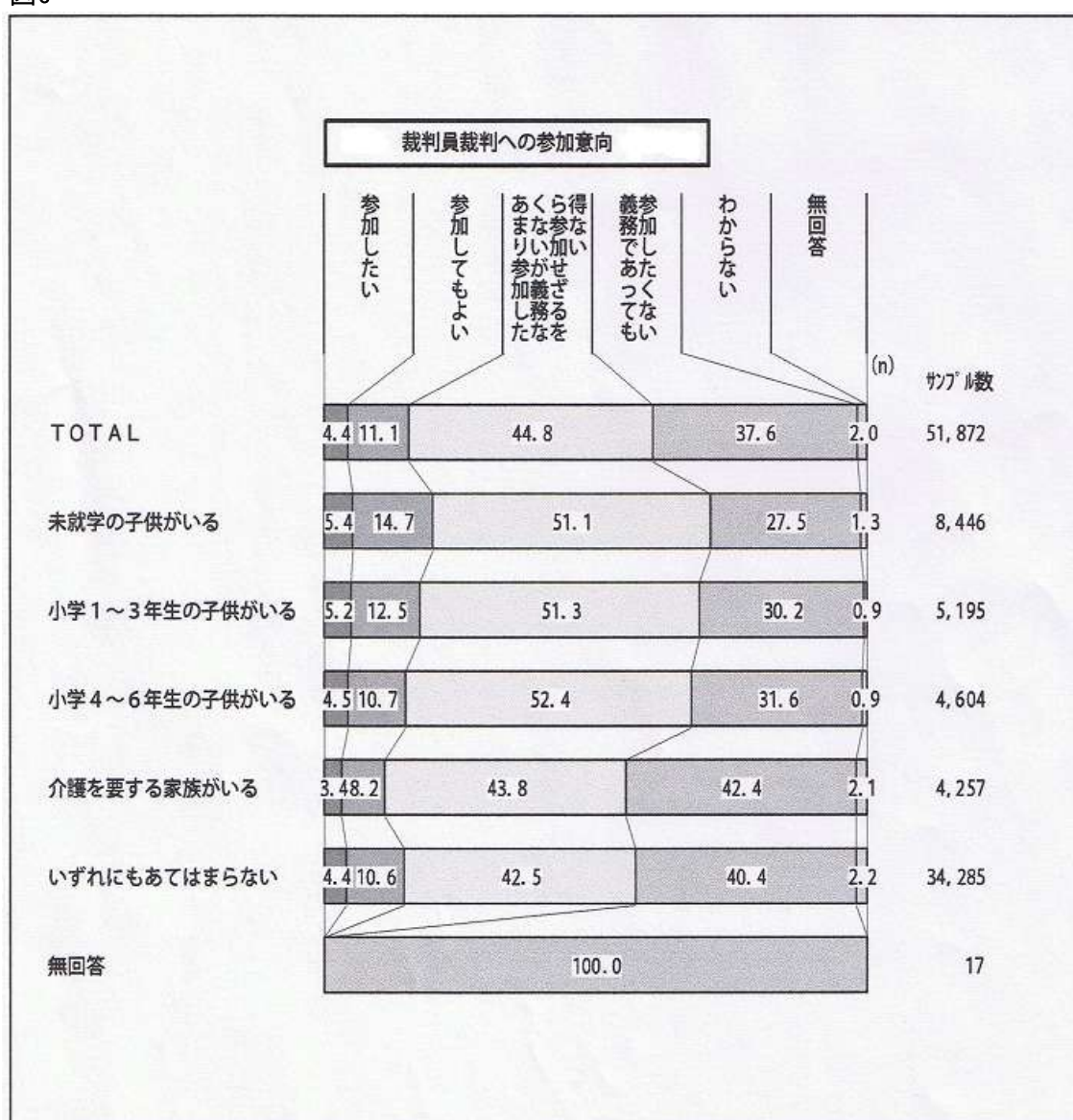
図5



◆ 裁判員裁判への参加意向(家族構成別)

家族構成別にみると、「介護を要する家族がいる」と回答した者については、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した割合は55.4%であり、トータルに比べて参加意向を有する割合が若干低い。他方、「未就学の子供がいる」「小学1～3年生の子供がいる」「小学4～6年生の子供がいる」と回答した者については、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合はそれぞれ 71.2%, 69.0%, 67.6%であり、むしろ参加意向が高い傾向が見られる。

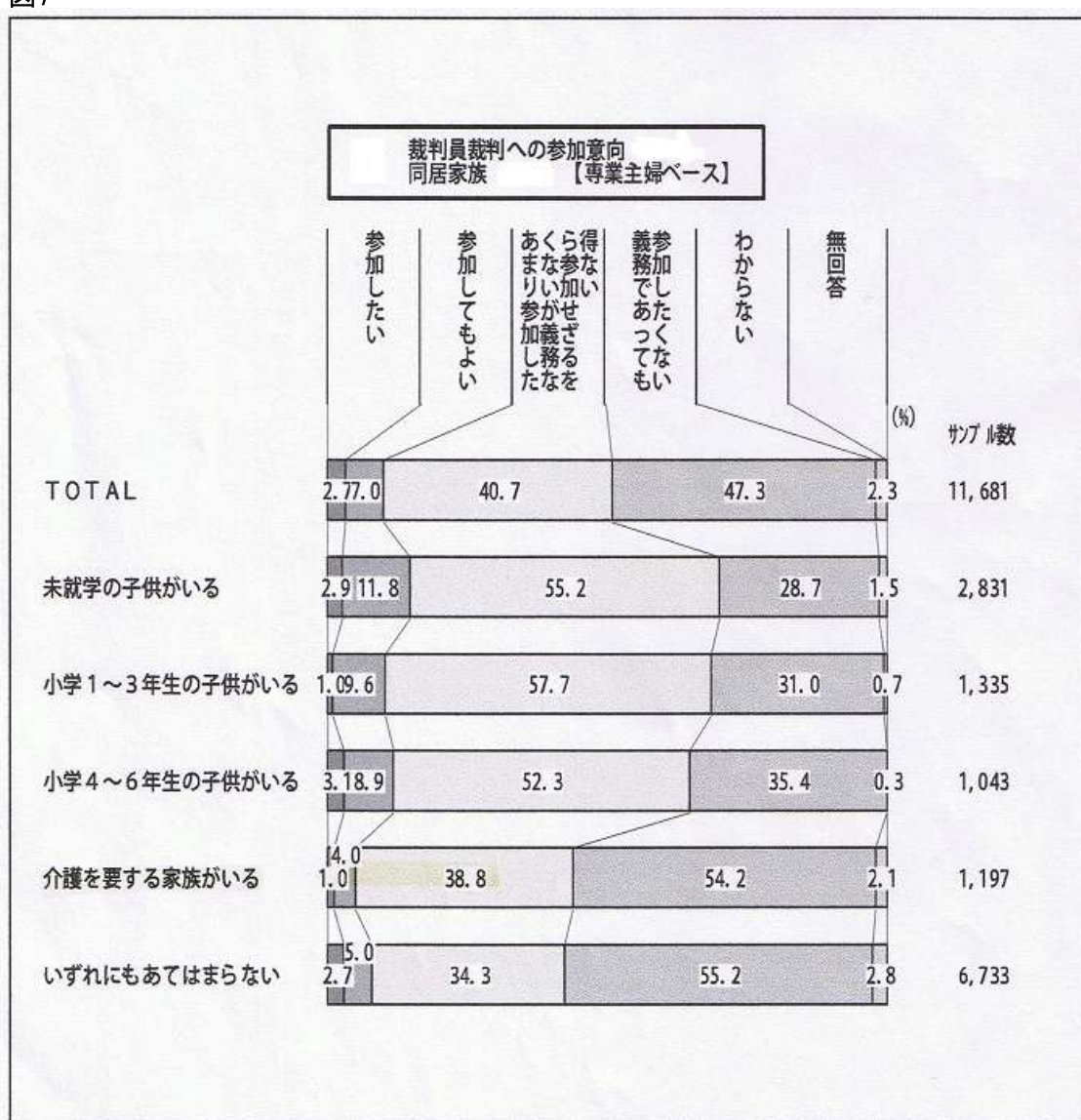
図6



◆ 裁判員裁判への参加意向（家族構成別）※専業主婦ベース

専業主婦を家族構成別に見た場合、「未就学の子供がいる」「小学1～3年生の子供がいる」又は「小学4～6年生の子供がいる」と回答した者については、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合は、それぞれ、69.9%、68.3%、64.3% となり、トータルで見た場合に比べて参加意向が高い意向が見られる。他方、「介護を要する家族がいる」「いずれにもあてはまらない」と回答した者については、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合は、それぞれ 43.8%、42.0%であり、トータル(50.4%)で見た場合に比べて参加意向を有する割合が、若干低い。

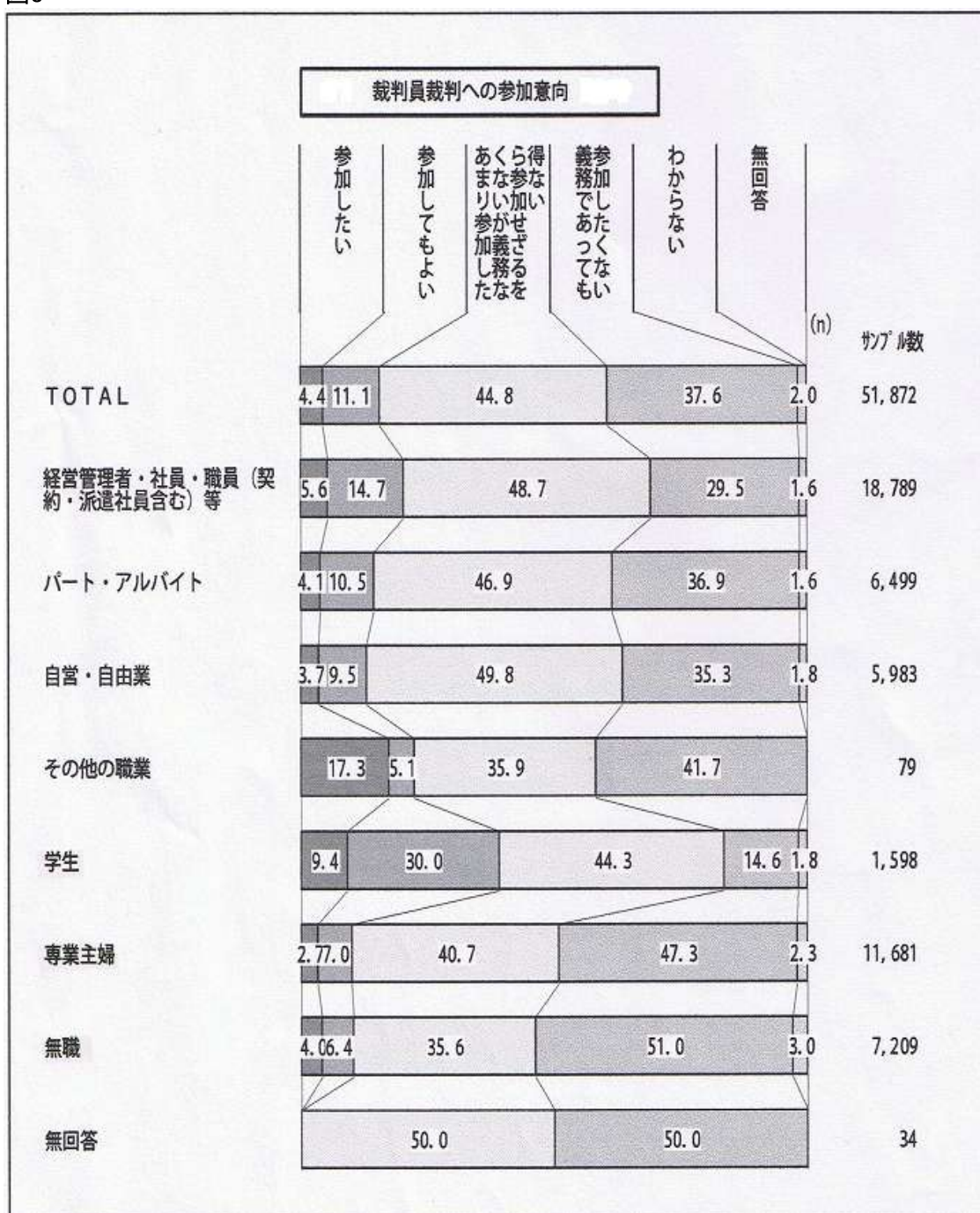
図7



◆ 裁判員裁判への参加意向（職業別）

職業別でみると、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合は、**学生（83.7%）が最も高い**。次いで、経営管理者・社員・職員等（69.0%）と自営・自由業（63.0%）が高い。他方、**専業主婦（50.4%）と無職（46.0%）は、トータル（60.3%）に比べて低い傾向が見られる**。

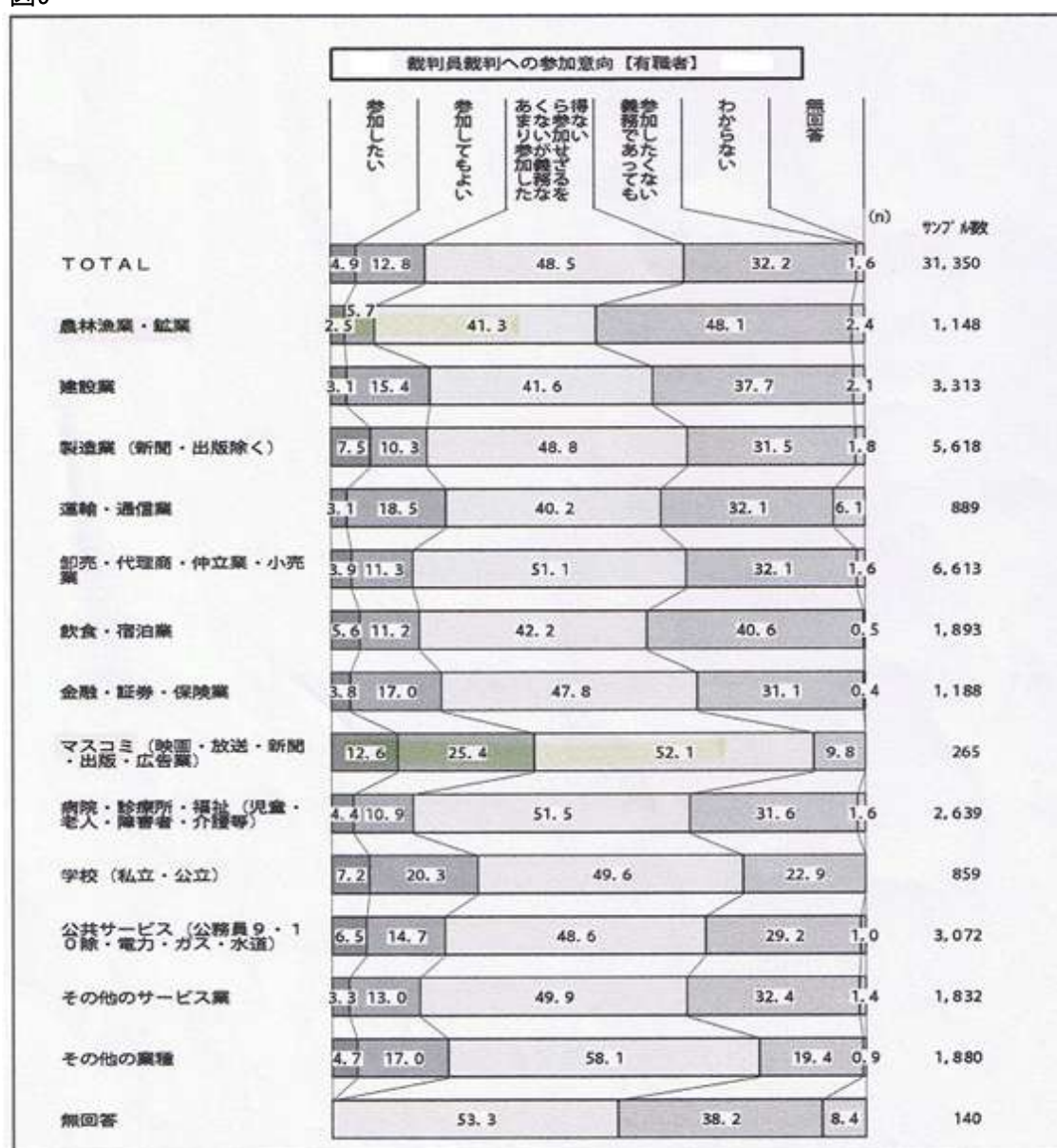
図8



◆ 裁判員裁判への参加意向（業種別）※有職者ベース

有職者について業種別にみると、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合は、マスコミ(90.1%)が最も多く、その他の業種(79.8%)と学校(私立・公立)(77.1%)がそれに続いている。他方、農林漁業・鉱業(49.5%)と飲食・宿泊業(59.0%)は、トータル(66.2%)に比べて、低い。

図9



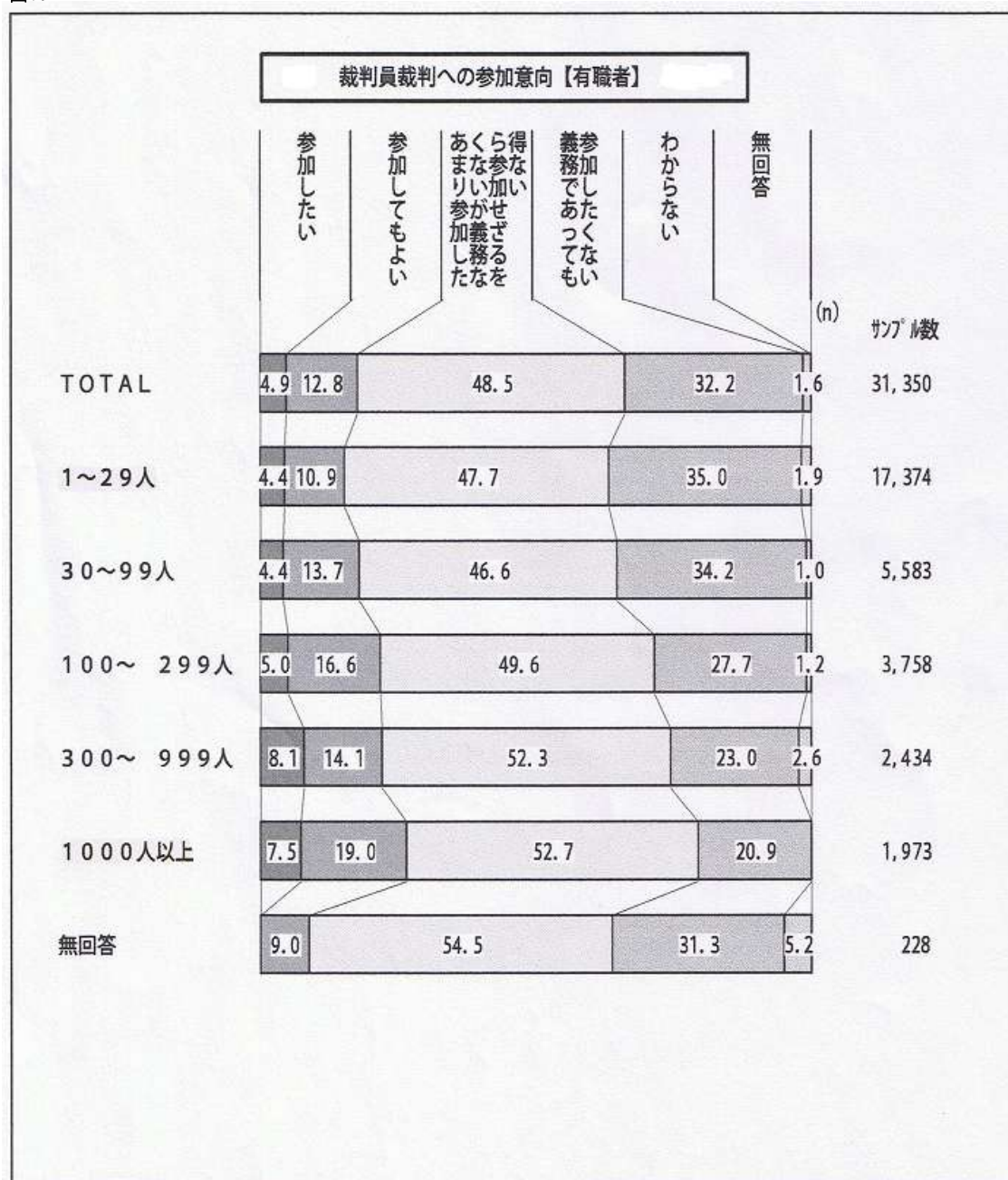
※公共サービスで「公務員9・10除とあるのは、「病院・診療所・福祉（児童・老人・障がい者・介護等）」及び「学校（私立・公立）」勤務の公務員を除くことを意味する。

◆ 裁判員裁判への参加意向（従業員数別）※有職者ベース

勤務先の事業所の従業員数別にみると、「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合は、1,000人以上の場合(79.2%)が最も高く、1～29人の場合(63.0%)最も低い。

従業員数が多い事業所に勤務する者ほど、参加意向が高い傾向が見られる。

図10

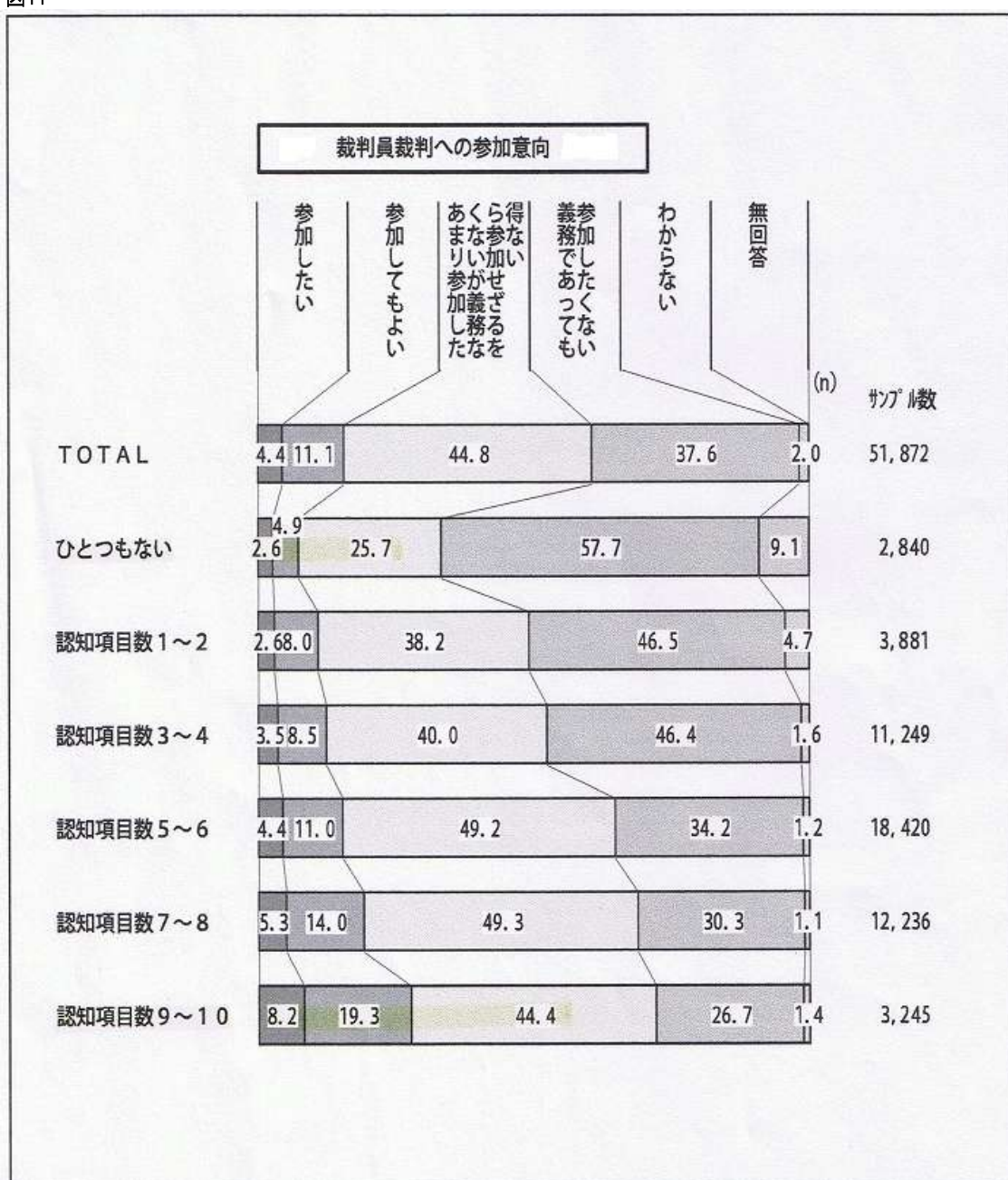


◆ 裁判員裁判への参加意向(認知項目数別)

認知項目数別でみると、「認知項目数9～10」の場合に「参加したい」「参加してもよい」又は「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と回答した者の割合が最も高く(71. 9%)、「ひとつもない」の場合は最も低い(33. 2%)。

認知項目数が多くなるにしたがって参加意向が高くなっており、裁判員制度についてより多くの情報を有している者ほど、参加意向が高い傾向が見られる。

図11



◆ 裁判員裁判への参加意向(認知項目別・認知別)

各認知項目について認知別に参加意向をみると、各認知項目とも「知っている」の方が「知らない」より参加意向が高い。

特に、「裁判員としての職務に法律の知識は不要である」「裁判員等選任手続期日の6週間前までに通知が届く」及び「約7割の事件は3日以内に終了する見込みである」について、認知している場合は、参加意向が高くなっている。

図12

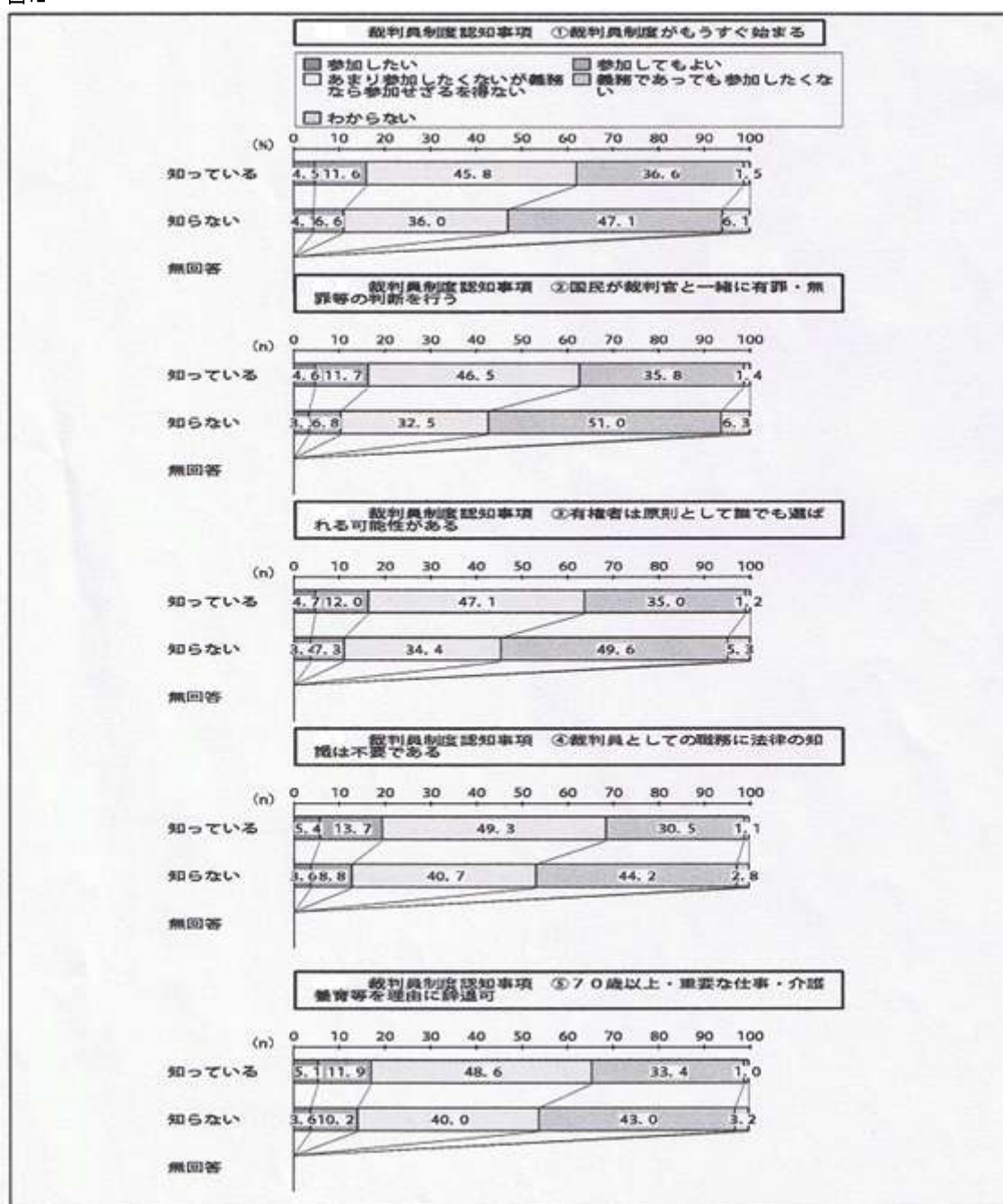


図13

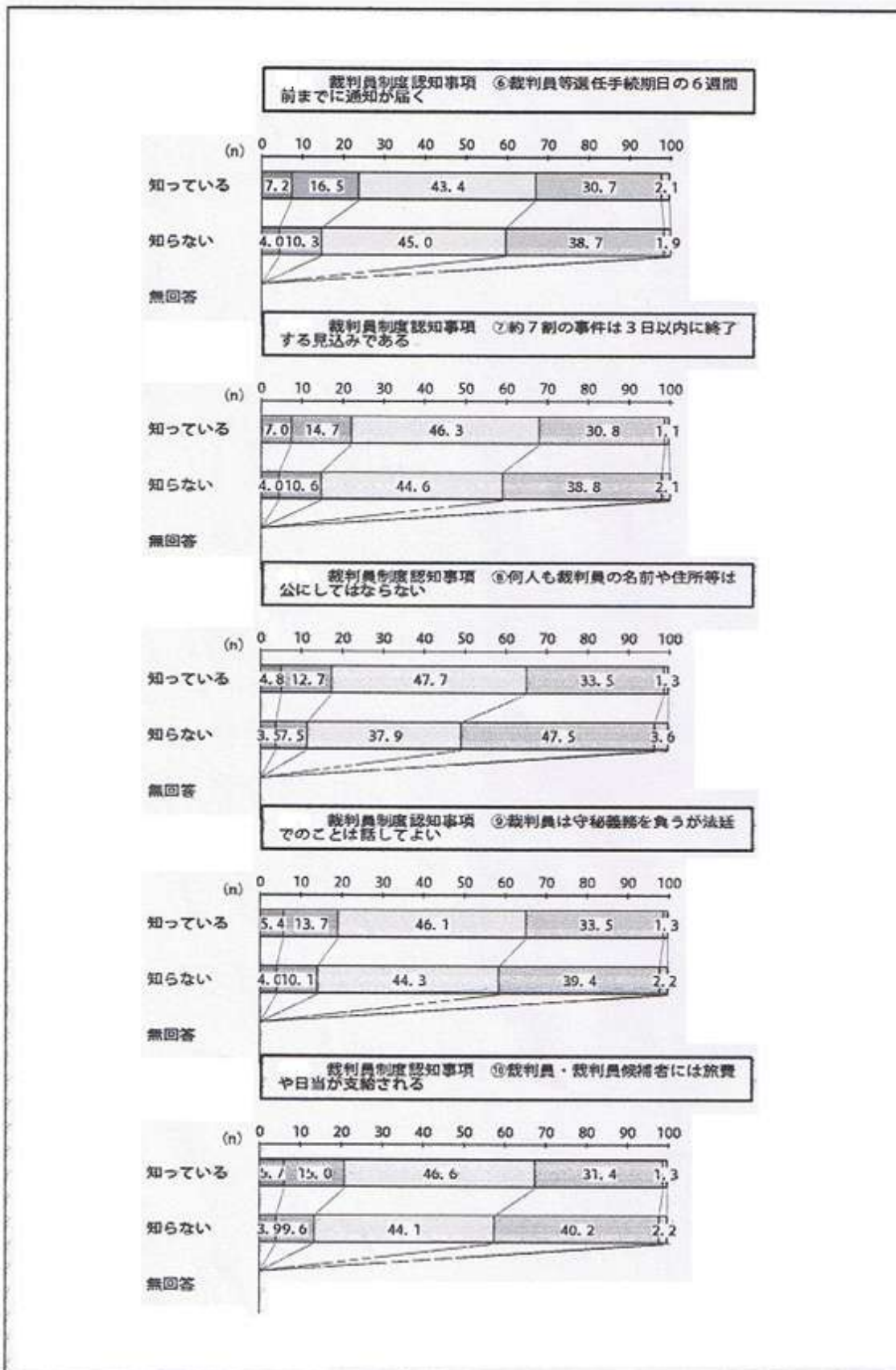


図14

都道府県	女性 (人)	男性 (人)	求刑	判決
東京	5	1	16	15
埼玉	0	6	6	※4・6
青森	3	1	15	15
神戸	4	2	5	※3(4)
山口			4	3(4)
埼玉			6	5
大阪			10{500}	※5{350}
津			8	6・6
和歌山	5	1	無期	無期
千葉			4	3(5)
水戸			3	3(5)
横浜	2	4	22	19
千葉			12	8
埼玉			10	9
福井			10	8
名古屋			8	5・6
横浜			4	3(5)
埼玉			3	3(5)
神奈川			6	3(5)
沼津			8	7
東京	2	4	3	
東京			12	9
大津			6	3(5)
千葉			11	7
東京			5	5
大阪			12{700}	9{350}
東京			8	8
沼津			25	24
千葉			8{300}	6{250}
名古屋			5～10	5～10
栃木			20	18
名古屋			18	17
群馬			7	6
埼玉			10	8

東京			5	4・6
名古屋			10	9
水戸			7	6
長野			8	5・6
津			6	4・6
前橋			13	12
水戸			10	6
前橋			8	7
津			8	5・6
沼津			無期	無期
金沢			10	5.6
横浜			10	7・6
松本			15	12
神奈川			6	4・6
水戸			8	6
大阪			7	4・6
栃木			6	5
岐阜			5	3(5)
埼玉			8	4・6
佐賀			無期	無期
鳥取			無期	無期
埼玉			7	8
栃木			20	18
横浜			17	16
沼津			10	8
長野			無期	無期
名古屋			8	7・6
水戸			無期	無期
横浜			8{200}	6・6{200}
長野			4	3(5)
長野			8	6
東京			5	3(5)
埼玉			5～10	5～10
横浜			25	23
名古屋			20	18
京都			15	10
東京			10	5
名古屋			8	3・6
横浜			13	9{350}

東京			7	3(4)
名古屋			7	5
津			3	3(4)
長野			9	7
岐阜			7	4
水戸			12	9
東京			5	2(4)
松本			6	3(5)
千葉			7	4・6
東京			7	1・6
千葉			15	12
名古屋			6	6
福井			5	4
水戸			12	9
千葉				無罪
横浜			18	16
水戸			12	4・6
東京			9	10

※4・6→懲役4年6月

※3(5)→懲役3年、執行猶予5年

※5{350}→懲役5年、罰金350万円

【参考資料】

図1～3

最高裁『裁判員制度の実施状況について(その1)』

(http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/h21_saibanin_kekka.html)

図4～13

「裁判員制度に関する意識調査」調査結果報告書

(http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/08_04_01_isiki_tyousa/siryol.pdf)

株式会社インテージリサーチ

対象:全国の20歳以上の男女 場所:各地裁(50庁)の管轄区域 方法:訪問面接法

人数:各管轄区域210人 全国10,500人(50庁×210人) 期間:平成20年1月7日～2月4日